

女川町小型漁船船揚場の指定管理者の選定結果等について

女川町小型漁船船揚場の指定管理者候補者の選定にあたり、女川町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、申請団体から提出された申請書類に基づき内容審査及び質疑等により審議を行い、指定管理者候補者を選定しました。

その結果を踏まえ、町では、女川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、その管理を行うものについて、次のとおり選定しました。

1 指定管理者

- (1) 団体名：宮城県漁業協同組合女川町支所
- (2) 所在地：宮城県牡鹿郡女川町市場通り 66 番地
- (3) 代表者：支所運営委員長 阿部敏雄

2 指定管理者候補者としての選定理由

選定にあたり、審査基準に従い 16 項目を審査したところ、480 点中 362 点で、当委員会が定めた指定管理者候補者として適格と認められる B 評価となったため、指定管理者候補者として選定しました。（別紙「審査結果表」のとおり）

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（3 年）

4 申請状況（公募によらない選定）

- ・指定団体数：1
- ・申請団体数：1

5 指定管理者候補者の審査経過

(1) 選定委員構成

- ・委員長：女川町副町長
- ・委員：外部有識者 1 名、教育委員会教育長、町職員 3 名
- ・計 6 名

(2) 審査経過

期日	審査経過等
令和 3 年 2 月 16 日	第 1 回選定委員会 ・ 会議の趣旨及び選定委員会審議日程等協議 ・ 審査基準及び評価方法の説明及び審議 ・ 審査及び質疑 ・ 審査評点集計結果の説明及び指定管理者候補者の選定 ・ 答申書（案）の審議 ・ 選定結果公表資料の審議

女川町小型漁船船揚場指定管理者候補者審査結果表

審査項目		計
1	計画の内容及び実現性 【配点45点／合計270点】	203
	① 施設の設置目的を踏まえた運営方針となっているか。	26
	② 人員体制及び配置計画は、施設の業務に十分対応できるものであるか。	22
	③ 施設の維持管理計画が適正であるか。	24
	④ 現金の取扱い等、使用料の管理は適正であるか。	23
	⑤ 利用者サービス向上に向けた取組が計画されているか。	22
	⑥ 利用者増加に向けた取組が計画されているか。	20
	⑦ 事故の防止対策、事故が発生した際の体制づくりが的確になされているか。	21
	⑧ 防犯及び防災に対する対応体制が適正か。	22
	⑨ 個人情報保護の考え方は適当か。	23
2	申請者の能力 【配点20点／合計120点】	92
	① 安定的な運営が可能となる人的能力を備えているか。	22
	② 安定的な運営が可能となる経理的な基盤を備えているか。	22
	③ 施設の管理実績は十分か。	25
	④ 事業に対する取組姿勢は適正か。	23
3	収支計画 【配点15点／合計90点】	67
	① 経費の積算、配分等が適当であり、現実性・具体性があるか。	22
	② 経費の節減が図られているか。	21
	③ 施設の管理、運営以外の目的に費用が計上されていないか。	24
【委員点数 各80点】 合計480点		362
		B
区分	評価基準及び点数	
A	優れた候補者として選定できる	385点～480点
B	やや優れた候補者として選定できる	289点～384点
C	無難な候補者として選定できる	193点～288点
D	候補者として選定できないが、次点として評価する。	96点～192点